

浜松市防犯カメラ設置事業費補助制度の御案内

日頃は、防犯まちづくり事業につきまして御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
今年度も地域における自主的な防犯活動の促進のため、**地区自治会連合会**が購入及び設置する防犯カメラ等の費用に対して、下記のとおり補助事業を実施しますのでお知らせします。

記

1 補助の対象となる防犯カメラ

地区自治会連合会が購入及び設置する防犯カメラのうち、見守り空白地帯の解消を目的として**公共空間**に向けて**特定の場所に継続的に設置し、撮影するビデオカメラ**であること。

※公共空間とは・・・道路、地下道、公園（自治会等が管理するものを含む）又は広場（自治会等が管理するものを含む）その他国又は地方公共団体が公衆の通行の用に供するために管理する、不特定多数の者が自由に通行できる空間等

2 補助対象経費

①防犯カメラ購入及び設置に要する経費

②防犯カメラを設置している事が分かる表示の製作及び設置に要する費用

3 補助率及び補助上限額

補助率・・・補助対象経費の2分の1

補助上限額・・・防犯カメラ1台につき10万円

上限台数・・・1自治会につき2台

4 申請受付期間

令和5年4月3日（月）～令和6年1月31日（水）

※予算上限に達した場合は、予告なく受付を終了させていただきます。

5 提出書類

- ・浜松市防犯カメラ設置事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- ・防犯カメラの管理運用規定
- ・防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- ・補助対象経費に掛かる見積書の写し
- ・同意書（第2号様式）の写し
- ・市税の納付又は納入の状況についての確認に関する同意書（第3号様式）
※ただし、補助事業者が課税対象者の場合に限る。
- ・市民税・県民税特別徴収義務者指定通知者の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（第4号様式）
※ただし、納税義務者に対して給与の支払いをする者に限る。

- ・暴力団排除に関する補助事業者の宣誓書（第5号様式）
- ・設置場所の所有者の同意書又は許可書
- ・前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

6 注意事項

- ・補助金の申請者は「**地区自治会連合会**」になります。
- ・交付決定通知前に設置されたカメラは補助対象外となりますのでご注意ください。
- ・交付決定通知の発送は、申請受付後、1ヶ月程お時間をいただく場合があります。

7 その他

- ・参考書式及び申請書類にあつては、当該ホームページ又は浜松市ホームページにて確認できます。書類作成にあたり、ご不明な点などがございましたら下記の問い合わせ先へご連絡ください。

8 問い合わせ先

市民部市民生活課 市民安全グループ

住 所：〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

電 話：457-2231

FAX：452-0291

メールアドレス：simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp